

大規模小売店舗の変更について

大規模小売店舗立地法第6条第2項に基づく変更の届出について、同法施行規則第11条第2項に基づき届出等の要旨をお知らせします。

店舗名称	ミスターマックス末武店・マックスバリュ末武店																			
所在地	山口県下松市大字末武上1670-1																			
建物設置者	株式会社ミスターマックス・ホールディングス 代表取締役 平野能章 福岡市東区松田一丁目5番7号 株式会社フジ 代表取締役 山口 普 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号																			
変更届出の要旨	(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">小売業者名</th><th colspan="2">変更前</th><th colspan="2">変更後</th></tr><tr><th>開店時刻</th><th>閉店時刻</th><th>開店時刻</th><th>閉店時刻</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社ミスターマックス</td><td>午前9時</td><td>午後9時</td><td>午前8時</td><td>午後9時</td></tr><tr><td>株式会社フジ</td><td colspan="2">24時間営業</td><td colspan="2">24時間営業</td></tr></tbody></table>	小売業者名	変更前		変更後		開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻	株式会社ミスターマックス	午前9時	午後9時	午前8時	午後9時	株式会社フジ	24時間営業		24時間営業	
小売業者名	変更前		変更後																	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻																
株式会社ミスターマックス	午前9時	午後9時	午前8時	午後9時																
株式会社フジ	24時間営業		24時間営業																	
変更年月日	令和8年5月1日																			
届出書の縦覧場所及び縦覧期間	【縦覧場所】山口県産業労働部経営金融課 【縦覧期間】令和8年5月8日から令和8年9月8日 【意見書の提出先】山口県産業労働部経営金融課																			

○届出の内容に対する照会等変更に関する問い合わせは、下記へお願いします。

株式会社エス・ティ・イー総合企画

熊本市中央区紺屋阿弥陀寺町10番地 千里殖産ビル1F

TEL 096-288-0282 FAX 096-288-0283